

第 5 次行政改革大綱
平成 24 年度 ~ 平成 28 年度

平成 2 4 年 3 月

川 辺 町

目 次

1	はじめに	1
	(1) これまでの取り組み	1
	(2) 第 5 次行政改革の必要性	1
2	大綱の位置づけ	2
3	大綱の基本理念	2
4	改革の視点と基本方針	3
5	基本方針と重点推進項目	4 ~ 5
6	計画期間	5
7	重点推進項目別取組方針	6 ~ 9
8	取組方針別実施項目	10 ~ 20



1 はじめに

(1) これまでの取り組み

川辺町においては、昭和60年度に「川辺町行政改革大綱」を策定以来、平成7年度に第2次行政改革大綱、平成12年度に第3次行政改革大綱を策定し、その時代に即した行政改革を実施してきました。

特に第3次行政改革では、市町村合併が現実のものとして視野に入るようになったことから、それまでの行政改革では見られなかった大所高所に立っての大幅な改革をテーマに大綱を策定、計画実現に向けて推進してきました。

そして、平成17年9月に策定した第4次行政改革では、基本的に第3次行政改革の基本理念を引き継ぎながらも、さらに困難な運営を強いられる国・地方の財政事情及び市町村合併破綻の影響を受けて、過去3回の行政改革よりもとりわけ厳しい姿勢で臨みました。「組織・機構の改廃」「開かれた町政の推進と住民参加の促進」「事務事業の見直し」「財政健全化の推進」「職員の意識改革と能力向上」の5本柱に加え、さらに「税源確保の検討」を今後の検討事項とし、全部で42項目77の取組事項を計上し、さらなる経費削減を至上課題として、町民各位及び行政が一体となった行政改革に取り組んできました。

その結果、77件の取組項目のうち54件（約7割）がおおむね計画通り、23件（約3割）が遅れがち又は未実施と自己評価させていただきましたが、効果額につきましては目標額を上回る約14億円に上り、一定の改革を進めることができました。

(2) 第5次行政改革の必要性

長引く景気の低迷による企業収益や雇用情勢の悪化などによって、一段と厳しさを増す財政状況のなか、行政需要はますます多岐に渡ってきており、医療や年金、介護、生活保護などの社会保障にかかる費用など、町の財政に対する負担はますます大きくなっています。

さらには、人口減少・超高齢社会の到来、深刻化する地球環境問題、安全・安心意識の高まり、広域的な地域づくりの推進、地方分権の進展と自治の確立など、本町を取り巻く社会経済情勢や環境の変化に的確な対応が求められています。

また、本町におけるまちづくりの基本となる「第4次総合計画」の推進を支えていくためにも、これまで以上に行財政改革に取り組む必要性があることから、「第5次川辺町行政改革大綱」を策定するものです。



2 大綱の位置づけ

厳しい行財政環境のもとで、本町の将来ビジョンである「第4次総合計画」を確実に推進しなければなりません。限られた財源と人材を有効に活用して「美しく輝く水辺と心を育むまち」を実現するためには、地方分権時代に対応できる職員一人ひとりの意識改革はもちろんのこと、まちづくりの主人公である町民（個人、団体、地域、事業者など）との協働により、町民と行政が「ともに考え、ともに行動する」ことが必要です。

とくに、総合計画の推進には安定した行財政基盤の確立が必要不可欠であり、より効率的・効果的で透明性の高い行財政運営に努めなければなりません。

本大綱は「第4次総合計画」と表裏一体となった行財政運営を進めるための、具体的な行動計画を定めるものとして位置づけます。



3 大綱の基本理念

将来に責任を持てる持続可能な行財政基盤を確立していく観点から、中長期的な視点に立った改革を進めることとし、町民の理解を得ながら職員一丸となって、町民ニーズに的確に対応する行政システムの整備と健全な財政基盤の確立を目指します。

このため、地域主権改革の進展に伴う新たな行政需要や社会経済情勢の変化に伴う町民ニーズに対して、行政だけですべてに答えることには限界があります。福祉、防災・防犯、交通など、身近な地域の課題に対して、自らが暮らす地域は自らの責任でつくるという自立した地域づくりが必要です。

今日の厳しい経済情勢の中で、自立した地域づくりを進めるには、行政は、真に行政でなければ責任を果たしえない公共の分野で着実にその役割を果たすとともに、町民一人ひとりの力、地域の支えあう力といった社会の本質的な力の融合により本町の活力を高めていくことが大切です。

本町では、こうした考え方に立って、今後の行財政改革に取り組むこととし、大綱における基本理念を以下のように定めることとします。

信頼され責任の果たせる行政
ともに築く自立と創造のまちづくり



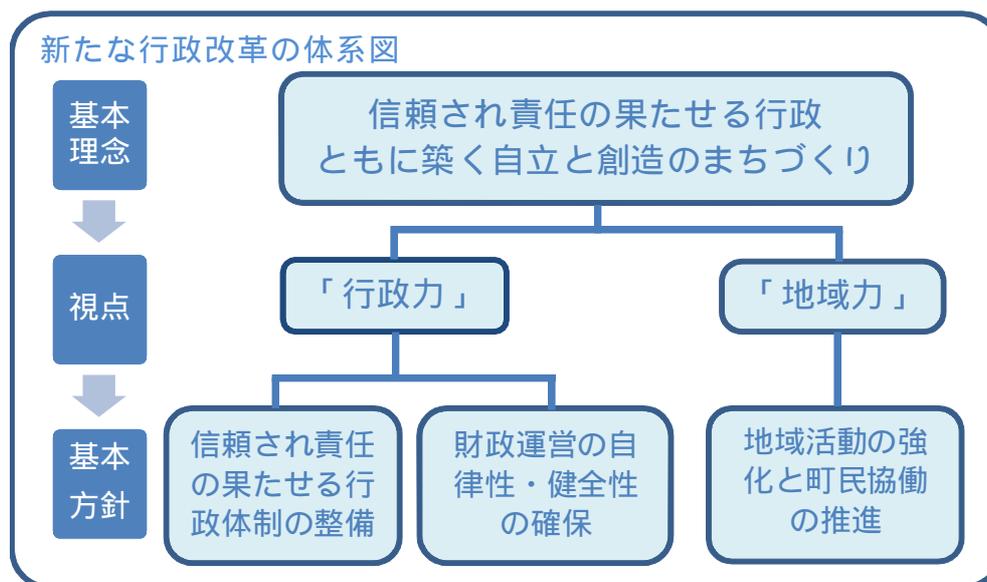
4 改革の視点と基本方針

「信頼され責任の果たせる行政」を築いていくためには、職員同士の職場におけるコミュニケーションの活性化と職員一丸となった目標の共通理解による組織運営の推進、職務や地域活動を通じた町民との積極的な交流が町民にとって大きな信頼を生みます。そして、より良い職場風土を築くことによって組織全体の力も高めながら、今後ますます進展する地域分権型社会に対応できる職員を育成することにより、行政としての責任を果たすことができます。・・・視点1 「行政力」

また、「ともに築く自立と創造のまちづくり」においては、まず、町民一人ひとりがまちづくりの主役として、地域の身近な課題を自らのこととして考え、それぞれの生活の中で解決に努めること、そして、個人や家庭で対応できないことは地域で力を合わせ取り組むこととします。さらに、事業者も地域の一員として公益的な地域活動に参加し貢献することで、地域経済活動の活性化に資することも期待できます。

こうした個人や地域での取り組みは、自立したまちづくりを目指すために、本町の限られた財源の中で、将来にわたり安定的な行政サービスを提供していく上でも大きな力となります。・・・視点2 「地域力」

さらに、行政は、町民や事業者との協働や国・県・周辺自治体との連携を図りながら、経営資源を最大限に活かすとともに、効率的な行財政運営に努めながら地域とともに考え、支え合っていくことにより、新たな行政需要や町民ニーズに対応しながら、「住みたい、住み続けたいと思う」魅力的なまちづくりを創造していかなければなりません。したがって、大綱の目的を達成するための基本方針として、「行政力」と「地域力」の2つの視点とそれに基づく3つの基本方針で進めることとします。





5 基本方針と重点推進項目

基本方針Ⅰ 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

国の「地域主権戦略大綱」において、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とするとともに、地域住民とともに考え、自らの創意工夫により、地域のニーズに応じたきめ細かなまちづくりを推進するという改革の基本的な方向性が示されました。

こうした国の改革の方向性に対して地方行政は、政策や制度に関する自由度の拡大とともに自らの責任において条例を制定し、地域を創っていくという「自立と責任」が強く求められます。いつの時代であっても、行政改革の根底を支えるのは、職員一人ひとりの力であり、それが地方公務員としての使命であることを再認識したうえで進めていくことが不可欠です。

そのため、時代を担うにふさわしい行政体制の整備に向けて、業務の可視化をはじめ職員の政策形成能力や説明責任の向上など、政策推進体制の強化に取り組むとともに、自治体間の広域連携の強化に努め、自治体の自立度の向上を図ります。また、行政の危機管理体制を強化し、町民の安全・安心の確保に努めます。

【重点推進項目】

- 1 業務のデータベース化による可視化
- 2 政策推進を柱とした組織機構と定員管理の適正化
- 3 職員の人材育成と勤務評定の適正な運用
- 4 定住自立圏構想等による自治体間の広域連携事業の推進
- 5 危機管理体制の充実強化

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

厳しい財政状況の中で、第4次総合計画によるまちづくりを着実に推進し、将来にわたって安定的な行政サービスを提供できる財政基盤を堅持していくことが必要です。

歳入においては、町税の確実な収納を図るとともに、未利用財産の処分及び活用など新たな自主財源の確保や税負担の公平性の観点から使用料及び手数料等の行政サービスの負担のあり方を見直します。

これと並行して、民間活力を積極的に導入するなど事務事業の一層の効率化や見直しの徹底による財源確保を図るとともに、町債や基金の計画的な利用、公共施設等の長寿

命化や有効活用などにより、将来にわたる財政負担の適正化に努めるなど、自律的で健全な財政運営を進めます。

【重点推進項目】

- 1 町税等の確実な収納と自主財源の確保
- 2 受益者負担の原則に立った使用料、手数料等の適正化
- 3 事業の見直しと効率化の徹底
- 4 民間活力導入の推進と検証

基本方針Ⅲ 地域活動の強化と町民協働の推進

町民による自主的な公益的活動を支援・促進することにより、町民参加の機会を確保するとともに、町政に参画しやすい環境づくりに努め、質の高い行政サービスと町民自身の満足度の向上を実現します。

また、地方公共団体には、自らの判断と責任のもと、それぞれの地域の実情にあった行政の推進が求められています。本町が町民主体の魅力あるまちとしてさらに発展していくためには、町民それぞれの経験や知識を町政に反映させ、町民と行政が協力しながら課題解決に取り組むことが必要です。これらの町民参加や協働は、自らのまちは自らが治めるという自治本来の姿を実現するものです。

また、「協働」に対する町民理解の拡大を図るため、本町の特色や状況について行政情報の積極的な発信と地域情報の共有化に努めます。

【重点推進項目】

- 1 行政の協働推進体制の強化と効果的な支援策の検討
- 2 町民協働意識の醸成と協働のルールづくり
- 3 町民の自主的・自立的な活動に対する支援
- 4 行政情報の積極的な発信と地域情報の共有化

6 計画期間



本大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、本大綱の見直しが必要になった場合は、適宜、修正するものとします。



7 重点推進項目別取組方針

1 3 の重点推進項目について、以下の取組方針のもとに進めます。

基本方針 I 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

【重点推進項目 1】業務のデータベース化による可視化

- (1) 事務事業一覧表を作成し、業務のマニュアル化・データベース化を進めます。
- (2) 公文書管理の適正化と事務所内の整理整頓を徹底します。

【重点推進項目 2】政策推進を柱とした組織機構と定員管理の適正化

- (1) 町民にわかりやすく利用しやすい組織、また、第 4 次総合計画を着実に推進するために、機能的な組織とします。
- (2) 職員一人ひとりが職責と能力を最大限に発揮できる体制づくりに努めます。
- (3) 組織の効率性や業務変動を常にチェックするとともに新たな行政課題への迅速な対応など、柔軟な体制づくりに努めます。
- (4) 定員管理においては、行政サービスの質を確保しつつ適宜見直しを進め計画的な管理に努めます。

【重点推進項目 3】職員の人材育成と勤務評定の適正な運用

- (1) 求める人材像を明らかにし、有為な人材を確保するための採用試験を実施します。
- (2) 職員一人ひとりが、住民感覚や経営感覚とともにコミュニケーション能力や政策の立案・遂行能力を磨き、「自立と責任」の時代を担う人材育成に努めます。
- (3) 職員の意欲とやりがいを高める人事管理を目指すため、勤務評定の適正な運用に努めます。
- (4) 本町を取り巻く行政課題等について、専門的・先進的な取組を行っている他の行政機関等への派遣・交流を進めます。

【重点推進項目 4】定住自立圏構想等による自治体間の広域連携事業の推進

- (1) 広域的な行政課題に対して自治体間で連携した取組の働きかけを行い、自治体間相互の効率的・効果的な課題の解決を促進します。
- (2) 各自治体の強みを活かし、弱みを補完し合いながら地域を活性化させる取組を推進します。

【重点推進項目 5】危機管理体制の充実強化

- (1) 地震災害や風水害における対応力の強化を図るため、各種計画の見直しを実施します。
- (2) 各課で想定される危機事案を取りまとめるとともに、職員対応力の向上と体制の整備を進めます。
- (3) 町民の安全・安心な暮らしを守るための危機管理を強化するため、関係機関等との連携体制の充実強化を図ります。

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

【重点推進項目 1】町税等の確実な収納と自主財源の確保

- (1) 町税等の収納率向上対策を着実に実施するとともに、債権管理の適正化対策に努めます。
- (2) 未利用地の売却等町有財産の有効活用に努めるとともに、新たな自主財源の確保を検討します。
- (3) 定住化や交流人口の拡大、産業振興など将来的に税収増につながる成長戦略的な施策を進めます。
- (4) 既存施設のさらなる有効活用を進めます。
- (5) 財政の安定化のために資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的な基金の積立てを検討します。

【重点推進項目2】受益者負担の原則に立った使用料、手数料等の適正化

- (1) 使用料、手数料等の見直しを行い、受益者負担の適正化と歳入の確保を図ります。
- (2) 減額・免除基準の統一化を図ります。

【重点推進項目3】事業の見直しと効率化の徹底

- (1) 行政活動の進行管理、コストを意識した行政運営を推進するため、事務事業評価制度の導入を検討します。
- (2) 既存の事務事業の必要性や費用対効果について検証し、事業の再編・整理・統合・廃止を行い、無駄な経費の節減を図ります。
- (3) 補助金、負担金、扶助費等について、その必要性を常に検証し、効果的な執行に努め経費の節減を図ります。
- (4) 環境に配慮した庁舎管理を推進し、管理経費の削減に努めます。

【重点推進項目4】民間活力導入の推進と検証

- (1) 指定管理者制度について、サービスの向上、管理経費の削減等、制度の目的を考慮しつつその効果・契約年数等について検証します。
- (2) 指定管理者制度の新たな導入や、すべての事務事業について民間活力導入の可能性について検討します。

基本方針Ⅲ 地域活動の強化と町民協働の推進

【重点推進項目1】行政の協働推進体制の強化と効果的な支援策の検討

- (1) 行政内部の横断的な協力体制の整備を検討します。
- (2) 協働事業の推進に向けて、団体等への効果的な支援方法を検討します。

【重点推進項目2】町民協働意識の醸成と協働のルールづくり

- (1) 職員や町民等の協働意識の醸成を図ります
- (2) 検討委員会等による協働のためのルールづくりを実施します

【重点推進項目3】町民の自主的・自立的な活動に対する支援

- (1) 協働事業を担う地域人材の発掘と育成を図ります。
- (2) 町民等による地域活動を支援するとともに、新たな協働事業の推進に向けた取り組みを積極的に支援します。
- (3) 町政への町民参画により意見を多く反映できるよう、公聴機会の拡大など新たな町民参画手法を積極的に取り入れます。

【重点推進項目4】行政情報の積極的な発信と地域情報の共有化

- (1) 本町の財政状況や健全性の確保に対する取組状況について、町民にわかりやすく公表します。
- (2) ホームページの充実やケーブルテレビなど多様な広報媒体を活用した広報の充実を図ります。
- (3) 協働による町民活動の輪の拡大に向けて、活動情報の受発信の仕組みや地域活動の拠点となる施設等の整備・充実を促進します。

第5次川辺町行政改革大綱 取組方針別実施項目一覧表

取組方針別実施項目

基本方針Ⅰ 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
1 業務のデータベース化による可視化									
(1) 事務事業一覧表を作成し、業務のマニュアル化・データベース化を進めます									
	① 事務事業一覧表を作成し、管理体制を整備します	事務の効率化、標準化による町民サービスの向上	作成	検証・管理			総務企画課 全課		
	② 各課における業務マニュアル(窓口業務・定型業務)を整備し体系化を進め、事務の標準化を図ります		順次作成・検証				総務企画課 全課		
	③ 業務の可視化により活動内容が類似する各種団体の統廃合や見直し、又は活動等の調整を進めます		見直し	実施				全課	
(2) 公文書管理の適正化と事務所内の整理整頓を徹底します									
	① 公文書管理の重要性について職員の意識改善を図ります	事務の効率化、来庁者への快適な環境の提供による町民サービスの向上	実施				総務企画課		
	② 情報公開を意識し、職員にわかりやすい公文書管理の制度設計を検討します		検討				総務企画課		
	③ 電磁的記録文書等についても適切な管理を行えるよう例規等の整備を行います		実施				総務企画課		
	④ 例規データベースに未掲載の要綱等について順次掲載していきます		要綱の洗い出し・順次実施				総務企画課 全課		
	⑤ 永年保管資料のデータ化による保管庫スペースの確保と閲覧環境を整備します		順次実施				総務企画課 全課		
	⑥ 職場の環境美化に努め業務の効率化を図ります		実施	検証	継続			全課	

0千円

取組方針別実施項目

基本方針Ⅰ 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
2 政策推進を柱とした組織機構と定員管理の適正化									
(1) 町民にわかりやすく利用しやすい組織、また、第4次総合計画を着実に推進するために、機能的な組織とします									
	① 土地開発公社を廃止します	21,000千円	→					基盤整備課	
	② 土地開発基金運営審議会を廃止します	80千円	→					総務企画課	
	③ 効率的な事務運営を進めるため課の再編を検討し、地域の課題等に的確に対応できる新たな組織体制を構築します	課の再編等による事務処理能力の向上と質の高いサービスの提供	→	→				総務企画課	
	④ 職員に目的意識を持たせ、いきいきと活動できる組織体制を構築します		→	→				総務企画課	
(2) 職員一人ひとりが職責と能力を最大限に発揮できる体制づくりに努めます									
	① 希望降格降任制度の活用を図ります。	職責と能力に応じた処遇による組織の活性化	→	→	→	→	→	総務企画課	
	② 専門分野における研修、先進地事例の情報収集及び研究を引き続き実施します。		→	→	→	→	→	全課	
	③ 身近なところから仕事を見直し、更に改善・改革を行う運動を推進します		→	→	→	→	→	全課	
(3) 組織の効率性や業務変動を常にチェックするとともに新たな行政課題への迅速な対応など、柔軟な体制づくりに努めます									
	① 既存のグループ制について検証します	各課のグループ体制の強化による業務対応力の向上	→					総務企画課	
	② グループ制の再編とメリットを生かした体制の強化を進めます		→	→	→	→	→	総務企画課	
	③ 常に組織体制を見直すとともに、特に重要な政策課題に対しては課(室)等を新設し、より機能的な体制づくりを進めます		→	→	→	→	→	総務企画課	
(4) 定員管理においては、行政サービスの質を確保しつつ適宜見直しを進め計画的な管理に努めます									
	① 職員数は、22年度目標値の100人を基準としますが、組織等の改廃により適宜見直します	平成24年度末100人 109,461千円	→	→	→	→	→	総務企画課	平成23年度末103人
	② 引き続き勸奨退職の推進を実施します	職員構成の平準化	→	→	→	→	→	総務企画課	
	③ 組織再編等による嘱託職員の効果的な運用と処遇改善に努め人件費総額を削減します	23,544千円	→	→				総務企画課 全課	
		154,085千円							

取組方針別実施項目

基本方針Ⅰ 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
3 職員の人材育成と勤務評定の適正な運用									
(1) 求める人材像を明らかにし、有為な人材を確保するための採用試験を実施します									
	① 民間又は先進自治体における採用試験の調査・研究を行います	求める職員像を明確にし	→					総務企画課	
	② 職務遂行能力の有無を判断できる採用試験を実施します	た採用による職務能力の向上		→				総務企画課	
	③ 職員採用方針を策定し、計画的な職員採用に取り組みます	職員採用方針の策定 年齢構成の平準化による 組織力の向上	策定 →					総務企画課	
				実施 →					
(2) 職員一人ひとりが、住民感覚や経営感覚とともにコミュニケーション能力や政策の立案・遂行能力を磨き、「自立と責任」の時代を担う人材育成に努めます									
	① 現行の業務改善提案制度が積極的に活用されるよう見直すとともに、常に問題意識を持って業務に取り組める職員を育成します	提案数5件/年	見直し →	実施 →				総務企画課 全課	
	② これまでの職員研修に加え、より実践的な中期間の研修に派遣します (自治大学、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等への計画派遣)	派遣人数2人/年		→				総務企画課	
	③ 公平・透明性を確保するため、工事検査職員の育成に努めます			→				関係課	
	④ 職員個人が職務に必要な資格を取得する際、費用の一部を助成する制度を確立します		→					総務企画課	
	⑤ 課内勉強会、研修会などの定期的・自主的な開催を支援します	各課又はグループ 1回/月		→				総務企画課	
	⑥ 職員研修計画を策定し、計画的かつ確実な受講を目指します	計画の策定 3回以上/年/人	策定 →	実施 →				総務企画課	
	⑦ 職場内教育(OJT)による人材育成の風土づくりと組織能力の継続的レベルアップを進めます(課長職等による職員を対象とした研修機会の提供等)			→				総務企画課 全課	
(3) 職員の意欲とやりがいを高める人事管理を目指すため、勤務評定の適正な運用に努めます									
	① 現在運用中の勤務評定制度を確実に実施しながら精度を高め、本町に適した制度の確立を目指します			→				総務企画課	
	② 評価者によって評価基準の差が生じないよう、評価者研修を実施します			→		→		総務企画課	
	③ 評価者と職員の定期的な面談を通じて、適正な指導・育成を行います			→		→		総務企画課	
(4) 本町を取り巻く行政課題等について、専門的・先進的な取組を行っている他の行政機関等への派遣・交流を進めます									
	① 定住自立圏中心市との人事交流を実施します	3人/計画期間中		→				総務企画課	
	② 県税事務所等、必要な専門的知識や手法を学ぶため関係行政機関への派遣を進めます	2人/計画期間中		→				総務企画課	
	③ 町内の外郭団体との人事交流を検討します			→				総務企画課	

0千円

取組方針別実施項目

基本方針Ⅰ 信頼され責任の果たせる行政体制の整備

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
4 定住自立圏構想等による自治体間の広域連携事業の推進									
(1) 広域的な行政課題に対して自治体間で連携した取組の働きかけを行い、自治体相互間の効率的・効果的な課題の解決を促進します									
	① 可茂広域行政事務組合等において新たな共同事務など取り組みを提言していきます							総務企画課	
	② 定住自立圏構想制度を活用し、低コストで高いサービスを実施できるよう検討します							全課	
	③ 道路維持、改良等隣接自治体との調整を行い、効率的な住民サービスに努めます							基盤整備課	
(2) 各自治体の強みを活かし、弱みを補完し合いながら地域を活性化させる取組を推進します									
	① みのかも定住自立圏内での役割分担を進め、新たなサービスを開始できるよう検討を進めます							全課	
	② みのかも定住自立圏内の資源を活用するなど、新たな発想の地域振興を積極的に進めます							全課	
	③ 体育施設、文化施設などの相互利用を進めます							教育委員会	
5 危機管理体制の充実強化									
(1) 地震災害や風水害における対応力の強化を図るため、各種計画の見直しを実施します									
	① 災害対策拠点として必要な庁舎機能を再検討し、改修計画を立案のうえ改修等を実施します	改修計画作成 改修工事						総務企画課	
	② 避難所の安全性の確認と、災害の種類に応じた避難所の指定を行います							総務企画課	
	③ 橋梁長寿命化計画における実施時期を必要に応じ、適宜見直しをします							基盤整備課	
	④ 地域防災計画を全面改定するとともに、職員初動マニュアルを策定します							総務企画課	
(2) 各課で想定される危機事案を取りまとめるとともに、職員対応力の向上と体制の整備を進めます									
	① 想定される危機事案を取りまとめ、職員間で情報共有します							総務企画課 全課	
	② 情報化部門における危機管理をさらに高めるため、ハード・ソフト・人的資源の面でバックアップ機能を強化します							総務企画課	
	③ 宿日直者が対応可能な危機管理マニュアルを整備します							総務企画課 関係課	
	④ 防災担当課及び社会基盤担当課の連携強化を図り、住民に対し情報提供・啓発を実施します							基盤整備課 総務企画課	
(3) 町民の安全・安心な暮らしを守るための危機管理を強化するため、関係機関等との連携体制の充実強化を図ります									
	① 国、県、消防署、警察、自衛隊、医療機関等関係機関や町内事業者等との連携強化を図ります	防災訓練の実施 1回/年						総務企画課	
	② 県と連携し、土砂災害危険箇所等のパトロールの体制づくりを進めます							基盤整備課	
	③ 感染症に関する情報を迅速に把握し、各関係機関の連携を強化します。							住民課	

0千円

154,085千円

取組方針別実施項目

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
1 町税等の確実な収納と自主財源の確保									
(1) 町税等の収納率向上対策を着実に実施するとともに、債権管理の適正化対策に努めます									
	① 町税等の収納率の向上のため、自力執行権のある債権は滞納処分の強化に努めます	目標値(H22→H28) 町県民98.39%→99.00% 固定98.20%→99.00% 軽自98.92%→99.50% 国保94.55%→96.00% 国保滞納繰越分 目標10,000千円/年 介護99.48%→99.60% 後期高齢99.67%→99.90% 下水道使用料 (現年分)99.33%→99.60% (滞納分)目標800千円/年 受益者負担金 (現年分)96.22%→96.30% (滞納分)目標800千円/年						税務課 住民課 上下水道課	
	② 私債権の法的処理を検討します							関係課	
	③ 動産差押及びインターネット公売を検討します							税務課 住民課 上下水道課	
	④ 全庁的な町税等の収納対策組織を設置するなど収納率の向上を図ります							関係課	
	⑤ 各種差押え等の滞納処分実施に必要な専門知識を有する職員の育成を図ります							関係課	
(2) 未利用地の売却等町有財産の有効活用に努めるとともに、新たな自主財源の確保を検討します									
	① 遊休町有地の積極的な売却の実施と賃貸借地の料金適正化を進めます	125千円						総務企画課	
	② 官公庁オークションを積極的に活用します	360千円						全課	
	③ HP、公共施設等への民間広告掲載による財源確保を検討します							総務企画課	
	④ 自動販売機設置に競争原理を導入し財源確保を進めます	900千円						総務企画課 教育委員会	
(3) 定住化や交流人口の拡大、産業振興など将来的に税収増につながる成長戦略的な施策を進めます									
	① 市街地内の遊休地や低・未利用地について、良好な住宅地が形成されるよう誘導します							基盤整備課	
	② ダム湖周辺の景観整備や憩いの場等の創出により交流拠点機能を高めます							基盤整備課	
	③ 子育て環境の充実と特色化を進めます							教育委員会	
	④ 空き家、空き工場、空き地情報の提供について研究します							総務企画課 産業環境課	
		1,385千円							

取組方針別実施項目

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

項目		実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
				H24	H25	H26	H27	H28		
1 町税等の確実な収納と自主財源の確保										
(4) 既存施設のさらなる有効活用を進めます										
	①	小学校、保育所の統合を検討します		→	→	→	→	→	教育委員会	
	②	未利用となっている農業用ため池の廃止を検討します		→	→	→	→	→	基盤整備課 産業環境課	
(5) 財政の安定化のための資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的な基金の積立てを検討します										
	①	大規模な災害等に備えるため、防災まちづくり基金の造成を検討します		→	→	→	→	→	総務企画課	
	②	現在ある基金について整理・統合を検討します		→	→	→	→	→	総務企画課 関係課	
			0千円							

取組方針別実施項目

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
2 受益者負担の原則に立った使用料、手数料等の適正化									
(1) 使用料、手数料等の見直しを行い、受益者負担の適正化と歳入の確保を図ります									
	① 公共施設使用料金額について適正負担の観点から3年ごとの見直しを実施します		→					関係課	
	② 各種手数料額についても3年ごとに見直しを実施します		→					関係課	
	③ 子育て支援施策を考慮し、保育料を3年ごとに見直しを実施します		→					教育委員会	
(2) 減額・免除基準の統一化を図ります									
	① 公共施設使用料の減額・免除基準の統一化を行います		→					関係課	
3 事業の見直しと効率化の徹底									
(1) 行政活動の進行管理、コストを意識した行政運営を推進するため、事務事業評価制度の導入を検討します									
	① 一定規模以上の事業について、事務事業評価制度の導入を検討します							総務企画課 全課	
	② 都市再生整備計画事業について、事後評価を実施します							基盤整備課	
(2) 既存の事務事業の必要性や費用対効果について検証し、事業の再編・整理・統合・廃止を行い、無駄な経費の節減を図ります									
	① 報酬について実情にあった非常勤特別職報酬額に見直します		→					総務企画課	
	② 町長交際費支出基準を作成し、支出内容を公表します		→					総務企画課	
	③ 物件費についても随時見直しを行い経費の節減に努めます	3,150千円	→					随時見直し 全課	
(3) 補助金、負担金、扶助費等について、その必要性を常に検証し、効果的な執行に努め経費の節減を図ります									
	① 各種団体に対する補助金、負担金については、個別の事情を十分配慮しつつ見直しを進めます	1,377千円	→					関係課	
(4) 環境に配慮した庁舎管理を推進し、管理経費の削減に努めます									
	① 庁舎等の空調管理を適切に行うことで環境に配慮するとともに管理経費の削減も図ります	6,000千円	→					関係課	
	② 空調機などの庁舎設備等の更新時には省エネルギーに配慮した効率的な運用を可能にする設計、機器の導入を進めます		→					関係課	
	③ 庁舎等の事務機器や照明などについても適宜、省電力な製品への置き換えを進めます		→					関係課	
			10,527千円						

取組方針別実施項目

基本方針Ⅱ 財政運営の自律性・健全性の確保

項目		実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
				H24	H25	H26	H27	H28		
4 民間活力導入の推進と検証										
(1) 指定管理者制度について、サービスの向上、管理経費の削減等、制度の目的を考慮しつつその効果・契約年数等について検証します										
	①	現在導入中のやすらぎの家、第三保育所、児童館の指定管理者制度導入施設について検証し、管理運営に反映します		→					教育委員会 住民課	
	②	指定管理者制度導入施設に対するモニタリング(事業評価)を実施し、施設の適正な管理と透明性の確保による町民満足度の向上を図ります		→	→	→	→	→	教育委員会 住民課	
(2) 指定管理者制度の新たな導入や、すべての事務事業について民間活力導入の可能性について検討します										
	①	学校給食センターの民間委託を検討します	※8,000千円	→					教育委員会	※委託の場合
	②	B&G海洋センターの指定管理者制度等の導入を検討します		→					教育委員会	
			8,000千円							
			19,912千円							

取組方針別実施項目

基本方針Ⅲ 地域活動の強化と町民協働の推進

項目		実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
				H24	H25	H26	H27	H28		
1 行政の協働推進体制の強化と効果的な支援策の検討										
(1) 行政内部の横断的な協力体制の整備を検討します										
	①	庁内に協働推進会議(仮称)を設立します							総務企画課 全課	
	②	出前講座を制度化し、行政情報の積極的PRや各種団体等のまちづくり活動を支援します	要綱の制定 開催回数 20件/年						総務企画課 全課	
(2) 協働事業の推進に向けて、団体等への効果的な支援方法を検討します										
	①	自主的なまちづくり活動に対する財政支援制度の創設を検討します							総務企画課	
	②	行政を横断する常設型の補助制度の創設を検討するとともに、既存補助金などは見直します		 補助金の洗い出し・整理統合					総務企画課 関係課	
	③	区等が実施するコミュニティ活動に対する経費の補助について、その仕組みを検討します							総務企画課 関係課	
2 町民協働意識の醸成と協働のルールづくり										
(1) 職員や町民等の協働意識の醸成を図ります										
	①	自治会や子ども会、福寿会など地域コミュニティの重要性が一層理解されるよう啓発に努めます							関係課	
	②	まちづくり団体やボランティア団体へ先進事例や支援制度などの情報提供を進めます							関係課	
	③	職員に対し問題意識の共有化を進めるとともに講座・勉強会等を実施します							総務企画課 全課	
(2) 検討委員会等による協働のためのルールづくりを実施します										
	①	町民等と行政がお互いに果たすべき役割を考える環境を整備します							総務企画課 全課	
	②	仮称「まちづくり基本条例」の制定を検討します							総務企画課	

0千円

取組方針別実施項目

基本方針Ⅲ 地域活動の強化と町民協働の推進

項目 大 中	実施項目	数値目標 (予想される効果額等)	実施期間					担当課	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		
3 町民等の自主的・自立的な活動に対する支援									
(1) 協働事業を担う地域人材の発掘と育成を図ります									
	① 町民一体となった道路施設等の点検体制を検討します		→					基盤整備課	
	② まちづくり提案部会(仮称)を設立し、キーマンネットワークを整備します		→					総務企画課	
(2) 町民等による地域活動を支援するとともに、新たな協働事業の推進に向けた取組を積極的に支援します									
	① 自主防災組織の設立を積極的に支援し、育成に努めます		→					総務企画課	
	② 地域防犯団体に対し、継続的な活動の支援を実施します		→					総務企画課	
	③ 環境保全活動など地域団体と行政が一体となって行う活動に関して、積極的に支援します		→					産業環境課	
	④ 自治会等の地域団体が実施する公共施設に対する役務に対し、積極的に支援します		→					基盤整備課	
	⑤ 緑地・公園施設等について、町民(民間組織)と協働し、管理、機能向上を図ります		→					基盤整備課	
	⑥ 希望する団体に対してはNPO法人化を支援します		→					総務企画課	
	⑦ 民間資源の活用や幅広い活動の促進に向けて、民間との連携強化の仕組みづくりを検討します		→					関係課	
(3) 町政への町民参画により意見を多く反映できるよう、公聴機会の拡大など新たな町民参画手法を積極的に取り入れます									
	① 住民意見集約制度(パブリックコメント)を導入します		→					総務企画課	
	② 住民ニーズを把握するため、事業によってはアンケート調査等を実施します		→					関係課	
4 行政情報の積極的な発信と地域情報の共有化									
(1) 本町の財政状況や健全性の確保に対する取組状況について、町民にわかりやすく公表します									
	① 広報誌や町ホームページを用いて情報の共有化と町民理解の確保に努めます		→					全課	
	② 財政状況等の公表にあたってはできるだけ平易な言葉を用いて説明するよう努めます		→					総務企画課	
	③ 財務書類4表や健全化判断比率及び資金不足比率を公表します		→					上下水道課	
	③ 財務書類4表や健全化判断比率及び資金不足比率を公表します		→					総務企画課	
(2) ホームページの充実やケーブルテレビなど多様な広報媒体を活用した広報の充実を図ります									
	① 身近な情報の提供と町民の声を反映した親しみやすい広報の発行に努めます		→					総務企画課	
	② 町ホームページやケーブルテレビによる広報活動の充実を図ります		→					総務企画課	
	③ 道路台帳など住民ニーズの多い情報をHPで閲覧できるよう実施に向け検討します		→					基盤整備課	
(3) 協働による町民運動の輪の拡大に向けて、活動情報の受発信の仕組みや地域活動の拠点となる施設等の整備・充実を促進します									
	① 町民同士で情報共有を図れるツールの提供を検討します		→					総務企画課	
	② 地域の状況・要望を把握しながら、既存の地区集会場施設補助制度の見直しを検討します		→					総務企画課	
		0千円							
		0千円							
		173,997千円							